

事務連絡
令和3年12月21日

各位

国土交通省自動車局

イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について

イベント開催等における必要な感染防止策については、令和3年11月24日付け自動車局長事務連絡別添4「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により、周知徹底をお願いしているところですが、今般、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より、国内外での変異株の感染状況も踏まえ、改めてイベント開催等にあたり、必要な感染防止策が徹底されるよう、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましては、下記及び別添のとおり、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、傘下会員への周知をお願いいたします。

記

・ イベント開催等における必要な感染防止策の実施

< 感染防止策の内容（詳細は別添別紙を参照） >

- ① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底
- ② 手洗、手指・施設消毒の徹底
- ③ 換気の徹底
- ④ 来場者間の密集回避
- ⑤ 飲食の制限
- ⑥ 出演者等の感染対策
- ⑦ 参加者の把握・管理等

・ 上記感染防止策の実効性を担保するための感染防止安全計画やチェックリストの着実な運用、業種別ガイドラインの遵守

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡

「イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について」

（別添別紙） イベント開催等における必要な感染防止策

